

昭和二十四年法律第二百十三号

簡易郵便局法

(目的)

第一条 この法律は、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託に関し必要な事項を定めることにより、これらの業務の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「郵便窓口業務」とは、次に掲げる業務をいう。

- 一 郵便物の引受け
- 二 郵便物の交付
- 三 郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条に規定する郵便切手類の販売
- 四 前三号に掲げる業務に付随する業務（郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託）

第三条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を次条第一項各号に掲げる者に委託することがその業務の運営上適切であると認めるときは、この法律の定めるところに従い、契約によりこれを他の者に委託することができる。（受託者の資格）

第四条 会社の委託により郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を行う者（以下「受託者」という。）は、次に掲げる者でなければならない。

- 一 地方公共団体
- 二 農業協同組合
- 三 漁業協同組合
- 四 消費生活協同組合（職域による消費生活協同組合を除く。）
- 五 前各号に掲げる者のほか、十分な社会的信用を有し、かつ、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を適正に行うために必要な能力を有する者

2 地方公共団体は、この法律の定めるところに従い、会社から委託された郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務（以下「委託業務」という。）を行うことができる。

3 第一項第二号から第四号までに掲げる組合（以下単に「組合」という。）は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、この法律の定めるところに従い、委託業務を行うことができる。

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、受託者となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しないもの
- 二 前条第一項第五号に掲げる者のうち、法人であつてその役員のうち前号に該当する者があるもの

(委託契約)

第六条 会社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、第四条第一項に規定する者と会社の指定する場所において委託業務を行う契約（以下「委託契約」という。）を締結しなければならない。

（簡易郵便局の設置及び受託者の呼称）

第七条 受託者は、会社の指定する場所に、委託業務を行う施設（以下この条において「簡易郵便局」という。）を設けなければならない。

2 簡易郵便局（受託者が当該簡易郵便局において日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する銀行窓口業務及び同条第三項に規定する保険窓口業務を行う場合に限る。）は、同法第六条（第二項第二号を除く。）の規定の適用については、同法第二条第四項に規定する郵便局とみなす。

3 簡易郵便局は、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第三条第一項、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第三条第一項、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第十九条（実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第二条の五第二項、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第六十八条第二項、商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第七十七条第二項及び附則第二十七条第二項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び日本郵便株式会社法第六條第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、会社の営業所とみなす。

4 受託者（受託者が団体である場合に於ては、当該団体における委託業務の責任者）は、簡易郵便局長という呼称を用いることができる。

（組合である受託者に係る委託業務の取扱いの基準）

第八条 受託者が組合である場合においては、組合は、当該組合に関する法令の規定にかかわら

ず、組合員以外の者に対しても、公平に役務を提供しなければならない。

(委託契約の解除)

第九条 会社は、受託者が第五条各号のいずれかに該当するに至つたときは、委託契約を解除しなければならない。

（郵便切手類販売所等に関する法律の適用）

第十条 受託者は、郵便切手類販売所等に関する法律第四条の規定の適用については、同法第二条第一項において規定する郵便切手類販売者とみなす。

この場合において、同法第四条中「郵便切手類販売所」とあるのは、「施設（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項の施設をいう。）」とする。

（総務省令への委任）

第十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(罰則)

第十二条 第六条の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 日本郵便株式会社法附則第二条第一項の規定により日本郵便株式会社の業務が営まれる間、第七条第二項中「及び同条第三項に規定する保険窓口業務」とあるのは、「同条第三項に規定する保険窓口業務、日本郵便株式会社から独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一十号）第十五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた業務及び日本郵便株式会社から同法第十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた業務」と、同条第三項中「第六條第二項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えられた同法第六條第二項」とする。

附 則（昭和二十七年二月二日法律第三一八号）

この法律は、昭和二十八年一月一日から施行する。

附 則（昭和三十一年六月二日法律第一四八号）抄

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三十三年三月二〇日法律第一一号）抄

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和四一年三月二五日法律第八号）抄

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四五年五月一日法律第五〇号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和四六年二月三一日法律第一三〇号）抄

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則（昭和四四年六月二日法律第四五号）抄

1 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和五五年一月二一日法律第一〇九号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して四十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和六〇年五月一日法律第三二二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年四月二五日法律第三四号）抄

1 この法律は、昭和六十一年七月一日から施行する。ただし、第二条中簡易郵便局法第六条の改正規定（厚生保険特別会計法第十五条の政令の規定による郵政窓口事務に係る部分に限る。）及び簡易郵便局法第十条の改正規定は公布の日から、第二条中簡易郵便局法第六条の改正規定（厚生保険特別会計法第十五条の政令の規定による郵政窓口事務に係る部分を除く。）は昭和六十二年一月一日から施行する。

附則（昭和六十二年六月二日法律第五四号）抄

1 この法律は、昭和六十二年七月一日から施行する。ただし、第一条中郵便法第二十七条の三、第三十八条第三号及び第九十五条の改正規定は同年十月一日から、第二条及び附則第三項の規定は昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（平成二年六月二七日法律第五〇号）抄

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

附則（平成二年六月二七日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二年六月二九日法律第七二号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成五年六月一四日法律第六四号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成八年六月一二日法律第七二号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一〇年五月二七日法律第七八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一〇年一〇月二二日法律第一四〇号）抄

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一二年七月一六日法律第八七号）抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第二百五十条（検討）

新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条（経過措置）

政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成一二年二月八日法律第一五一号）抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第三条（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。）

附則（平成一二年二月二二日法律第一六〇号）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

附則（平成一三年六月二九日法律第八四号）抄

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中郵便振替法第十八条第五項第二号の二の次に一号を加える改正規定及び同法第五十二条の次に一条を加える改正規定並びに第二条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一三年六月二九日法律第八八号）抄

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附則（平成一四年七月三一日法律第九八号）抄

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

第三十八条（罰則に関する経過措置）

施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十九条（その他の経過措置の政令への委任）

この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成一七年一〇月二二日法律第一〇二号）抄

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第二百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並び

に附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第六十六条（郵政窓口事務の委託に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

日本郵政株式会社は、この法律の施行前に、第二十九条の規定による改正後の郵便窓口業務の委託等に関する法律（以下「新委託法」という。）第七十七条に規定する基準を定め、総務大臣の認可を受けることができる。

第六十七条（前項の規定によりした総務大臣の認可は、この法律の施行の時にあっては、新委託法第七十七条の規定によりした総務大臣の認可とみなす。）

郵政民営化法第八十四条第一項に規定する場合において、郵便局株式会社等が郵便貯金銀行の許諾を得て郵便窓口業務等受託者（施行日から引き続いて新委託法第七十七条に規定する再委託契約に基づき新委託法第五十五条第二項に規定する再委託業務を行う者をいう。以下同じ。）に再委託をして銀行代理業（銀行法第二十七条第十四項に規定する銀行代理業をいう。附則第七十四條第一項第四号において同じ。）を行わせる旨が承継計画（郵政民営化法第六十六条第一項に規定する承継計画をいう。以下同じ。）において定められているときは、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時にあっては、郵便貯金銀行を所屬銀行（銀行法第二十六条第一項に規定する所屬銀行をいう。）として銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を受けたものとみなす。

前項の場合における銀行法の規定の適用については、同法第二条第十四項中「次に掲げる行為」とあるのは「次に掲げる行為（第一号に掲げる行為にあつては郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の際における同法第九十條第一項第一号の政令で定める業務に係るものを除き、第二号に掲げる行為にあつては同項第二号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。）」と、同法第五十二条の四十二第四項中「第五十二条の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合においては、当該申請者が当該許可を受けたときには」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法

律第二百二号）附則第六十七條第一項に規定する郵便窓口業務等受託者が営む業務として郵政民営化法第六十六條第一項に規定する承継計画において定められたもののうちに銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務がある場合においては」とする。

第六十八條 郵便窓口業務等受託者に郵便貯金銀行を所属金融商品取引業者等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十六條の二第一項第四号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下この項において同じ。）として金融商品仲介業（同法第二條第十一項に規定する金融商品仲介業をいう。附則第七十四條第一項第五号において同じ。）を行わせる旨が承継計画において定められている場合においては、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時に、郵便貯金銀行を所属金融商品取引業者等として金融商品取引法第六十六條の登録を受けたものとみなす。

2 前項の場合における金融商品取引法の規定の適用については、同法第二條第十一項中「次に掲げる行為（同項に規定する投資運用業を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれか」とあるのは、「第一号又は第三号に掲げる行為のいずれか（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の際における同法第一百條第一項第四号に掲げる業務に係るものに限る。）」とする。

第六十九條 前條第一項に規定する場合において、郵便窓口業務等受託者の役員又は使用人のうちにその郵便窓口業務等受託者のために郵政民営化法第一百條第二項に規定する国債証券等に係る金融商品取引法第六十六條の二十五において準用する同法第六十四條第二項に規定する外務員の職務を行う者（以下この項において「国債証券等募集員」という。）が承継計画において定められているときは、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時に、国債証券等募集員について同條第一項の登録を受けたものとみなす。この場合においては、郵便窓口業務等受託者は、金融商品取引法第六十六條の二十五において準用する同法第六十四條の八第一項の手数料を納めなければならない。

2 前項の場合における金融商品取引法の規定の適用については、同法第六十六條の二十五において準用する同法第六十四條第二項中「行為」とあるのは、「行為（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第一百條第二項に規定する国債証券等に係るものに限る。）」とする。

年法律第九十七号）第一百條第二項に規定する国債証券等に係るものに限る。）」とする。

第七十條 郵便窓口業務等受託者に郵便保険会社を所属保険会社等（保険業法第二條第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。以下同じ。）として保険募集（同條第二十六項に規定する保険募集をいう。以下同じ。）を行わせる旨が承継計画において定められている場合においては、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時に、郵便保険会社を所属保険会社等として保険業法第二百七十六條の登録を受けたものとみなす。この場合においては、郵便窓口業務等受託者は、同法第二百八十一條の手数料を納めなければならない。

2 前項の場合における保険業法の規定の適用については、同法第二條第二十六項中「保険契約」とあるのは、「保険契約（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の際における同法第三百三十八條第一項の政令で定める保険の種類に係るものに限る。）」とする。

第七十一條 前條第一項に規定する場合において、郵便窓口業務等受託者の役員又は使用人のうちに郵便保険会社を所属保険会社等として保険募集を行う者（以下この条において「保険募集員」という。）が承継計画において定められているときは、保険募集員は、この法律の施行の時に、郵便保険会社を所属保険会社等として保険業法第二百七十六條の登録を受けたものとみなす。この場合においては、保険募集員は、同法第二百八十一條の手数料を納めなければならない。

2 前條第二項の規定は、保険募集員について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次條第一項」と読み替えるものとする。

第七十二條 郵便貯金銀行が郵便窓口業務等受託者に再委託をして運用関連業務（確定拠出年金法第二條第七項第二号に規定する運用関連業務をいう。附則第七十四條第一項第七号において同じ。）を行わせる旨が承継計画において定められている場合においては、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時に、確定拠出年金法第八十八條第一項の登録を受けたものとみなす。

2 前項の場合においては、郵便窓口業務等受託者は、施行日から二月以内に、確定拠出年金法第八十九條第一項各号に掲げる事項を記載した

書類及び同條第二項の書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、前項に規定する書類の提出があったときは、当該書類に記載された確定拠出年金法第八十九條第一項各号に掲げる事項及び同法第九十條第一項第二号に掲げる事項を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録するものとする。

第七十三條 前條第二項の規定に違反して、同項に規定する書類を提出せず、又は同項に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして同項に規定する書類を提出した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しては、同項の罰金刑を科する。

第七十四條 郵便窓口業務等受託者である組合（新委託法第五條第一項第二号から第四号までに掲げる組合をいう。以下この項において同じ。）は、郵便窓口業務等受託者である間は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第四号から第七号までに掲げる業務については、それぞれ附則第六十七條第一項又は第六十八條第一項、第七十條第一項若しくは第七十二條第一項の規定により許可を受け、又は登録を受けたものとみなされる場合に限る。

一 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十五條第一項の規定による委託若しくは同條第四項の規定による再委託を受けた者から委託又は再委託を受けた同法第十四條第二項に規定する郵便貯金管理業務

二 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十八條第一項の規定による委託若しくは同條第四項の規定による再委託を受けた者から委託又は再委託を受けた同法第十四條第三項に規定する簡易生命保険管理業務

三 郵便事業株式会社又はその委託を受けた郵便局株式会社から委託又は再委託を受けた貨物（小包郵便物に相当するものとして総務省令で定めるものに限る。）の運送の引受けに關する業務

四 銀行代理業
五 金融商品仲介業
六 保険募集
七 運用関連業務
八 前各号に掲げるもののほか、政令で定める業務

2 前項の場合においては、新委託法第九條の規定を準用する。

（罰則に關する経過措置）

第七十七條 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便法第三十八條の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八條（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十條（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一條及び第七十二條（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二條第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四百四條に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一七年一月二日法律第一〇六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

第三十八條 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の

該各号に定める日から施行する。

